

## 巻頭言（2013年6月号）

理事長 新谷友良

### 「成年後見人制度と選挙権」

7月の参議院議員選挙ではネット選挙の解禁が大きな話題ですが、参政権に係る非常に大きな動きがあります。

地域にある包括支援センターなどに行くと、よく「成年後見人制度の利用を！」などというポスターを見かけます。成年後見人制度は、本来は物の売り買いなどの場合に、判断能力が不十分な人が高いものを売りつけられたり、高価なものを安く売ってしまわないように、本人の利益のために後見人を付けて判断能力の不十分な人をサポートする制度です。それが、どう間違ったのか成年後見人が付いた人は選挙に当たっての判断能力もないだろうと考え、選挙権が制限されています。

売買などは、判断能力のある人でも判断を間違えることが多いので、判断能力の不十分な人を後見人がサポートするのは十分合理的な話ですが、私たちを代表する議員を選ぶに当たっては判断する時間もあれば情報もあります。議員を選ぶ決定は本人がするとしても。意思を決めるサポートの方法もあります。そのような仕組みを整備せずに、いきなり選挙権を取り上げてしまうというのは非常に乱暴な話です。

少し考えれば誰でもがおかしいと思うこのような選挙権の制限が長い間まかり通っていた背景には、声を上げることの難しい多くの知的障害や認知症の方が成年後見人制度の対象となっていることがあります。国連障害者権利条約が採択された後の政府と障害者団体との意見交換会でも、障がい者制度改革推進会議でも何度かこのことが問題になりました。それでも、なかなか事態が進展しなかったなか、今年3月14日東京地方裁判所が「成年被後見人の選挙権制限は憲法違反」という画期的な判決を出しました。これを受けて、国会は成年被後見人の選挙権制限を撤廃する公職選挙法の改正を今回の国会で行い、7月の参議院議員選挙に間に合わせようとしています。

憲法改正の議論がやかましい昨今ですが、私たちの国の憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」、第15条「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」を再読・三読する必要があるように思います。